

令和8年度 第1回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和8年4月10日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第1号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第2号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）
議案第4号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について
議案第5号 甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について

5. その他

6. 出席委員

農業委員

2番 奥村 恭代	3番 本田真由美	4番 上田 一之
5番 坂本 秀孝	6番 井本久美子	7番 外村 和彦
8番 野口 拓哉	9番 永野 健一	10番 井芹 康雄
11番 緒方 知治	12番 田端 孝士	13番 赤星 龍己
14番 岡本 篤幸		

農地利用最適化推進委員

井上 聖	田上 安幸	亀澤 英治	井上 誠也	後藤 孝一
草場竜一郎	本田 廣正	緒方 満之	上村 敦之	

7. 欠席委員

農業委員

1番 本田 和登

農地利用最適化推進委員

田上 菊夫

8. 議事録署名人

1 1 番 緒方 知治

1 2 番 田端 孝士

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和8年度第1回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まずは、岡本会長に御挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。

大きいことと言えば、世界の情勢、アメリカ、イランでその付近がなかなか収まらなくて、ホルムズ海峡を渡ってくる船によって左右されて、農業資材等もそれから石油等も非常に高騰しております。非常に不安な毎日ですけれども過ごしております。

先ほど申しましたように、本年度、令和8年度最初の農業委員会です。私の任期は、今年は、合わせて3年間の真ん中の年になります。その第1回目の会議ということになりますので、議案にありましたように3条、5条、それから中間管理事業、それから年間スケジュール等も本日は決めてまいりますので、若干長くなるかとは思いますが、皆様の忌憚のない意見をお願いしながら会議を進めてまいりたいと思います。

また、これから、苗代等の準備が出てきます。皆さんには多忙な毎日を過ごされるかと思いますが、お体には十分気をつけていただきまして作業をやっていただきたいと、このように思っております。

簡単であります。御挨拶とさせていただきます。以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いします。

会 長 それでは、議事録の署名を申し上げます。本日は、11番委員の緒方知治委員と、それから、12番委員の田端孝士委員にお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長をお願いします。

会 長 それでは、早速議案審議に入ってまいります。議案第1号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおりに許可申請がありましたので許可の決定について意見を求めるものです。

令和8年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 それでは、早速審議に入ります。2ページをお願いします。

番号1番から番号11番は相手方が同一のため、一緒に審議をしてまいります。

5番委員の坂本委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに田口橋がございまして、番号1番から11番の申請地は、田口橋から1.5キロメートル圏内に隣接、点在しております。

場所の説明は以上です。

会 長 それでは続きまして、5番委員の坂本委員から農地の耕作賃借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。

今回の申請は、相手方が申請人に農地の貸し借りについて相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。お手

元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については該当しません。

③についても該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われます。

⑤については該当しません。

⑥については問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の緒方です。

先月の3月30日に、岡本会長と1番委員の本田委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字田口に17筆あります。

申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、11番委員の緒方委員から現地調査の報告、また、5番委員の坂本委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

はい、本田委員。

推進委員 2点ほどあります。

法人の場合は、貸し借りをするときは中間管理機構を通しなさいということで指導を受けてたんですけども、これ中間管理機構は通されてませんよね。それが1点。

2点目は、2番の貸主ですね、池田。これはあぜ倒しをしてあって、実は2反になっとるんですよ。

会 長 2反。

推進委員 はい。その2反の分の片方は、この名簿の中に入っていないから、あぜを作ってされるのか、そのままヤミでされるのか、以上二つです。

会 長 事務局、回答をお願いします。

事務局 事務局から回答いたします。

まず、1点目の御質問の件について回答いたします。

法人の場合は農地中間管理機構を通した貸し借りではないかということだったんですけども、特に法人の場合は、農地中間管理機構を通した貸し借りをしなさいという規定はございませんでして、貸される方と借りられる方のほうで、中間管理機構を通した貸し借りをされたいのか、農地法の3条で貸し借りをされたいのか

ということでお話を伺って、今回がまだ、借り受ける方が、先月から新規就農で耕作をされるということで申出があって、法人としては、まだ実際ケイケンが出ているわけではないので、今回は一旦、農地法3条で申請というふうになっております。

推進委員　　じゃあ、前回のと合わせてされるということですね。

事務局　　はい。2点目の御質問なんですけれども。

推進委員　　現地調査に行かれたと思いますけども。

事務局　　今、本田推進委員のほうから御質問があった2番目の申請地が、こちら地図上では、ちょっと外れたところの3581なんですけれども、こちらにつきましては、申し訳ございません、ちょっと……。

会　　長　　坂本さんは、何か分かりますか。

○5番　　現地には行って、イタリアンが植わとって。まだ、あぜとか何とかなかったけんですね、どうかなとも思いつつ見てきたような感じですね。そのところは、まだ貸した本人に確認はしとらんとですよ。

会　　長　　本田委員は、あぜ倒しをしてあると言ったろ。あぜ倒しをしとらせんかというよなことで。だけん、隣との関係がどうなっているかということだと思います。

○5番　　多分、そこ1枚で畔とって、イタリアンか何かが植わとったと思うんです。

推進委員　　いや、もともとこれイタリアンを植えてるんですよ。その前の地権者が外して、その前の地権者はもう亡くなっていません。その人の名前も出てきてないから、その残りを、これは残りのほうが大きいんですよ。1反3畝ぐらいになるのかな。その部分はどうされるのかというのを聞いているんです。

事務局　　一旦、隣の農地の所有者等の確認をして、また回答いたします。

推進委員　　管理者は亡くなって、今いませんよ。

事務局　　その相続人の方が、もしかしたらほかの方がされてる可能性が……。

推進委員　　一番シリッポが相続人になってます。それ確認してください。でないと、それをそのままされるのかどうなのかというのは、物すごく気になるんですよ。もともと、結局うちの部落の人の農地ですから。

事務局　　分かりました。

会　　長　　本田委員の今の意見は、確認しながら後ほど回答します。

そのほか何か御意見ございませんか。

外村委員。

○7番　　これ、2月か3月に出了ところですよ、2番は。

会　　長　　そうです。

○7番　　そのときは、多分新規というところで耕作面積なかったんですけど、まだ2か月ぐらいで、今度は耕作面積になつとるわけで、言うなら。それで、まだしよらっさんけん、ここは耕作面積になつとですか。全然しとらさつとじゃけん。

会 長 解釈の問題だと思います。保全会にも所属してるから。そういう議論を前回だったかな。

○7番 前回も、どっから来らすとじゃろかというか、そぎゃんともあれやったばってんが。

会 長 それで御理解を願いたいと思います。

○7番 分かりました。この間も150日だったようなので、また一緒ねと思いながら聞いたとばってんが。

事務局長 代表者の方が150日で、あとは従業者が8人ぐらいするという話になつとるけんですね。

○7番 分かりました。すみません。

会 長 そのほかにございませんか。

ほかにはないようございます。

それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番から番号11番については原案どおり許可することに決定をいたします。

それでは、議案第2号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、4ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和8年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、5ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条許可申請書審議書の番号1番を審議したいと思います。

それでは、12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。

それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 説明申し上げます。

お手元の資料6ページに地図のほうは添付しておりますけれども、前のスクリーンを御覧ください。

赤く示しております真ん中、こちらが申請地になります。右下、JA上益城本所がこちらにございまして、その前を県道嘉島甲佐線が御船町のほうにこう通っております、JAのガソリンスタンド、白旗給油所でございます。こちらには白旗の古閑集落がここにありまして、申請地は赤く塗ってある場所になります。

場所の説明につきましては、以上でございます。

会長 それでは、続きまして、転用申請に係る可否の判断について、12番委員の田端委員から説明をお願いします。

その前に、事務局より、今回申請の第一種農地の例外規定について説明をいたしますので、事務局からよろしくをお願いします。

事務局 お時間を少々いただきたいと思えます。

今回の案件は、業種としましては、地元で生産される原材料を使用されないために、本来ならば、第一種農地の例外規定には該当しませんが、甲佐町に進出されるに当たり、事業計画書によると、新規雇用の30%以上、今回新規雇用を10人というふうに計画されてございまして、そのうちの3人以上を甲佐町の農業従事者、農業をされている方以外に、その家族の方も含めて30%以上の雇用をする計画ということで、町との雇用協定も締結されているということです。このため、お手元のラミネートのほうを見ていただくと、第一種農地の例外規定なのですが、まず5番とあります、これに「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当するというふうになりますので転用は可能だと、事務局としては考えております。

第一種農地の例外規定について、若干お時間いただきました。以上でございます。

会長 それでは、続きまして、転用申請に係る可否の判断について、12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。それでは、説明します。

今回の申請は、申請人が農地を有償で譲り受け、新たに食品加工工場を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、広がり10ヘクタール以上あり、農業公共投資の対象となった土地であるため、第一種農地に該当すると思えます。

②については、第一種農地の転用は「原則として許可することができない」とされていますが、甲佐町の農業従事者を新たに3割以上雇用する計画で、町とも雇用

協定を締結されていることから、第一種農地の例外規定である「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当すると思われるため、転用は可能だと思います。

③については、資金計画、残高証明書、融資証明書も添付されているため、事業実現性については問題ありません。

④については、土砂の流出がないよう周囲にL型擁壁を設置するとされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明を申し上げます。

先月の3月30日に岡本会長、緒方委員、本田和登委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字白旗字元白旗第一にある農地1筆で、第一種農地に該当しますが、例外規定の「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当すると思われるため、転用は可能だと思います。

以上です。

会 長 ただいま、事務局から現地調査の報告、また、12番委員の田端委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、第一種農地の例外規定である「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当すると思われるため、転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手を願います。何か発言ございませんか。

田端委員、どうぞ。

○12番 いろんな建築資料を預かって見せてもらいました。排水を県道沿いのシスイのほうに排出される予定なんですけど、加工場という形で、何か水を多く使うような図面にはなっていないんですけど、一応加工場なんで、浄化槽が、普通の合併槽の住民用が予定されているんですよ、金額的に20万相当の。ということは、一般的な家庭と同じ浄化槽だと思うんで、本当にこの中で水洗いするとか、その廃液がシスイのほうに流れるかどうか、そこだけがちょっと気になりました。

会 長 担当者の田端委員から、詳細についていろいろ見ておられると思いますが、その点について、事務局から回答をお願いします。

事務局 田端委員がおっしゃったとおり、この申請書に添付されております平面図、配置図には、そのようなことは書いてございませんでしたので、一応私のほうで確認させていただきました。

原材料の洗浄につきましては、今、熊本市のほうにある本社工場で原材料を洗って、乾いた状態で、こちらの加工所に持ってきて、粉碎して、お茶なんですけども、ティーバッグの商品に加工して販売するというので、ここの甲佐工場での大量の水の使用とか排水が発生するという事はないというふうを確認しております。

おっしゃってるように、10人漕というのは、建築基準法にのっとった従業員さんの使われるトイレとか流しとかだけを浄化して流す施設になっておるということで回答いただいております。

以上です。

会 長 田端委員は、事務局から回答があつて、何か御質問ありましたら。

○12番 今、本社のほうですね、地図上で見る限り、大きい建物じゃないのが見えます。その工場をこっちに移転するんじゃないかなと危惧しております。だから、洗浄とか水を使わないって今言い切るのであれば、それでいいですけど、10年後、15年後に、それをし始めたときには、ちゃんと指導するような契約書になっているかどうかは気になっていますので、そういうことがもし始まったら、我々は見えますので、即座に停止なり書類を出すなりしたいと思います。実際、■■でそういうことが以前あっています。

会 長 非常に大切な重要なことだと思いますので、町との企業との立地協定で一応結んでいまして、最終的には町が指導する、こういうことになろうかと思いますが、そういう意見は申し上げながらあれしていきたいと思っております。

○12番 もう1個だけ。甲佐町役場として対応するって話で、その以前の■■の話では、環境課が対応していますというような回答をもらいました。何で農政課は関係ないので、知らないということだったんで、そこら辺もおかしいと。こういう許可するのは農業委員会を通す、要は農政課を通す。こういうような被害があつて何か廃液が出るとよと、それは環境課ですから環境課が対応しています、それで終わっているんです。そういうつながりというのが、どうも我々農家には見えない。ちゃんと知ってて、ああ分かっています、環境課と一緒にやっていますとか指導しましたという回答が欲しかったです。

会 長 基本的には農政課、この農業委員会は、提出された書類に対して、この農地法、先ほど田端さんが説明した、条件に合致するか合致しないか、それをクリアすれば、ここでは、あえて駄目ですよとは言えないんですね。

○12番 だから、私も印鑑押す立場で、印鑑を押して出しましたので、一応言いたいことを言ってるだけです。

会 長 はいはい、分かりました。だから、また言ったようなことになりますので、そこら辺は十分頭の中に入れながら、こういうふうになっていますよということも、何かあつたときに当然されてきますので。そういうことで御納得いただきたいと思

ます。

ほかに何かございませんか。

なければ、採決を行いたいと思います。許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、当農業委員会としましては、許可相当の意見を付けて、県のほうへ送付をしまいたします。

続きまして、審議調書の番号2番を審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・転用目的・転用の理由・契約の種類を読み上げ)以上となります。

会 長 それでは続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

お手元の資料の7ページに地図を添付しております。説明は前のスクリーンのほうで説明させていただきたいと思います。

真ん中辺り、赤く示しておるのが今回の申請地でございます。左に国道443号線、そして緑川団地から入りまして町営住宅、右上のほうに龍野小学校。申請人の作業場が、黄土色で囲んだこの場所になります。申請地は、こちらの赤い部分になります。

場所につきましては以上でございます。

会 長 それでは、続きまして、転用申請に係る可否の判断について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明します。

今回の申請は、申請人が農地を無償で譲り受け、新たに個人住宅を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネート資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落内にある農地3筆で、広がりも10ヘクタール以下であるため、第二種農地に該当すると思います。

②については、第二種農地の転用は、「申請地に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められる場合には、原則として許可することができない」とされていますが、ほか

に適地はないと思われるため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、資金計画書、残高証明書及び事前審査終了書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「整地による造成工事及び基礎工事等による土砂流出がないよう十分配慮する」とされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の緒方です。

先月の3月30日に岡本会長、本田和登委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字下横田字日焼にある集落内にある農地3筆で、第二種農地に該当しますが、他に適地がないため転用は可能だと思います。

会 長 ただいま、11番委員の緒方委員から現地調査の報告、また、事務局から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当せず、他に適地はないと思われるため、転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

意見ないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は、挙手を願います。
(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して、県のほうへ送付をしております。

続きまして、審議調書の番号3番を審議をしております。

それでは、8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の野口です。

それでは、番号3番について説明いたします。

(申請人の状況・申請土地の状況・転用目的・転用の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

お手元の資料の8ページに地図は添付しておりますけども、前のスクリーンを御覧ください。

ちょっと目印が少ないんですが、こちらが国道443号線で、御船方面にこのように通っておりまして、申請地は赤で示した場所です。右下辺り、国道沿いに早川簡易郵便局がございます。それと、先般、転用申請ありました大八さんの駐車場、それに左側に西邦電気、それに中州川がこのように通っておりまして、右上のほうが、こちらが北早川の集落になります。今回の申請地は、先ほど申しました、こちらの国道沿いの赤く示した場所になります。

説明は以上です。

会 長 それでは、続きまして、転用申請に係る可否の判断について、8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の野口です。それでは説明します。

今回の申請は、申請人が農地を有償で譲り受け、新たに食品加工場を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、周囲を国道と宅地に囲まれた農地であるため、第二種農地に該当すると思います。

②については、第二種農地の転用は、「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められる場合には、原則として許可することができない」とされていますが、ほかに適地はないと思われるため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、資金計画書、通帳の写しも添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「整地程度で、万が一影響が生じた場合は責任を持って対応する」とされているので、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は、仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明申し上げます。

先月の3月30日に、岡本会長、緒方委員、本田和登委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字早川字向鶴にある、周囲を国道と住宅に囲まれた農地1筆で、第二種農地に該当しますが、ほかに適地はないため転用は可能だと思います。

以上です。

会 長 ただいま、事務局から現地調査の報告、また、8番委員の野口委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当せず、他に適地はないと思われるため転用が可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

外村委員。

○7番 これ、食品加工場としてあるけん、何の加工場ですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 こちらにつきましては、▲▲さんは、今、下横田のほうでプレハブ、●●のところで、馬刺しの加工、パック詰めをされているところで、現地での場所が、プレハブ倉庫を6棟くらい並べて、それぞれの工程が分かれています、動線の使い勝手が悪いということと手狭になった。それと、今年の8月豪雨で浸水して被害があらわれますので、この機会に全部移転して、浸水被害もなく効率よく作業ができる場所をとということで探されて、今回こちらのほうで合意が取れたので、移転の転用申請になっております。

以上です。

会 長 よろしいですね。

○7番 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて、県のほうへ送付をしております。

次まで行って休憩に入りたいと思います。

それでは、続きまして、議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明を願います。

事務局長 それでは、9ページをお願いします。

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について、別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和8年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の10ページをお願いします。

甲農第2399号、令和8年3月26日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので、諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和8年6月1日貸付開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田が7筆の6,119平米、畑が6筆の9,646平米となります。

委員の皆様には審議していただくのは、新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

会 長 それでは、11ページをお願いします。

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について審議をいたします。

番号1番及び番号2番については別々に審議したいと思いますが、この案件の相手方（受け手）は、5番委員の坂本委員の親族です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、1番及び2番の審議が終わるまで、坂本委員は退席をお願いします。

（坂本委員退出）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

（申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。13ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに田口橋がございまして、申請地は田口橋から南西へ約540メートルのところの1筆でございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号1番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされております。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

推進委員 この地図は逆じゃないですか。1番と2番の。13ページと14ページ。1番がたしか14ページじゃないですか。いいですか。間違いない。

事務局 間違いないです。

推進委員 間違いないければいいです。

会長 間違いないそうです。

ほかに何か御質問ありませんか。

なければ採決を行います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 御説明いたします。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに田口橋がございまして、田口橋から南西へ約380メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2番の相手方は認定新規就農者で、主に米、麦、大豆、カボチャの作付をされています。今回の申請地にも米、麦の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については原案のとおり決定をいたします。

坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

それでは続きまして、番号3番と番号4番は相手方が同一のため、一緒に審議をしまいたします。

事務局 それでは、事務局から説明をお願いします。
説明します。
(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。
申請地は赤色の部分でございます。こちらに日和瀬橋がございまして、こちら日和瀬橋から450メートル圏内に3筆、このように点在しております。
次に、相手方の状況について御説明いたします。
番号3番と4番の相手方は、地域の担い手ではございませんが、農家の方で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されておりました、集積後は効率よく利用できると思われま。

会長 説明は以上です。
ただいま事務局から説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
質問もないようでございます。
それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号3番、4番については原案のとおり決定をしております。
続きまして、番号5番と番号6番は相手方が同一のため、一緒に審議をしております。
それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局 説明いたします。
(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。番号5番、6番については、16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。
申請地は赤色の部分でございます。こちらに乙女小学校がございまして、申請地は乙女小学校から西へ約950メートルのところに2筆、このように点在しております。
続きまして、相手方の状況について御説明いたします。
番号5番、6番の相手方は、地域の担い手ではございませんが、農家の方で、主に栗の作付をされています。今回の申請地にも栗の作付を計画されておりました、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番、6番については原案のとおり決定をしております。

続きまして、番号7番について審議をまいります。事務局から事前の説明がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

番号7番の契約区分の再配分と契約期間について説明いたしますので、スクリーンを御覧ください。

まず、申請人の方から中間管理機構に農地を貸すということを集積と呼びます。中間管理機構から耕作者に貸されることを配分といいます。今回、7番の申請につきましては、こちら集積部分は解約をせずに、配分の部分ですね、耕作者を変えられるというところで、一旦、この前の契約の耕作者との間は解約をして、新たな方との耕作の契約をされるということで「再配分」と記載しております。前耕作者との間で10年間の契約を結ばれていたんですけども、この契約の期間が8年9か月、まだ残っている段階で、途中で耕作者を変えられるという契約になりましたので、今回、契約期間は8年9か月と記載しております。

事前説明は以上でございます。

会 長

今、事前説明がありましたので、十分お分かりになったかと思います。

それでは、改めて番号7番について審議をまいります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。番号7番につきましては17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらにふれあい広場がございます、申請番号7番の申請地は、こちらふれあい広場から北東へ約640メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号7番の相手方は、やつだ農園の代表者をされていましたが、経営形態が変わ

ったため、現在は個人で農業をされておられます。また、今後は認定新規就農者となられる予定です。耕作作物としては、主に米の作付をされておりまして、今回の申請地にも米の作付を計画されています。また、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

どうぞ。

推進委員

農地中間管理機構を通して、やつだ農園が借りておられます。今回、再配分で▲▲さんにされた、この土地はいいんですけどね。やつだ農園で借りられた土地、この上の山手のほうに田代という部落があります。そこに約5筆、やつだ農園を通して▲▲さんが経営されてたんですけど、こういうのを全部、前年度返してしまわれたわけです。荒廃したまま、要するに草も刈らない、のりも高い、それもそのまま。中間管理機構を通してやっているのに、そういう状態で返還してもいいんですかね。ぴしゃっと整備した後で返還するというのが、地権者にとっては当たり前じゃないかと思うんですけど。契約時点では、多分、元の状態に戻して返還しますという形になっていると思うんですけども。私も先日、また見に行ったんですけど、のりの部分の草もそのまま、田面、圃場の部分も草ぼうぼうの状態、もう返しましたということで、地権者の方から返されましたということを知っていますので、これは、前回もそういうことを言いましたとき、会長のほうからも、中間管理機構を通して、そういう指導はするようにというふうな御回答があったかと思ったんです。まだそのままの状態なんですけども、その件についてどうなりますか。

会 長

事務局。

事務局

事務局から御説明いたします。

その返された農地は、中間管理機構を通した貸し借りをされているのであれば、契約中であれば農業公社から指導をされるんですけども……。

推進委員

契約中ですよ。これ、多分10年間を通して契約してあったんじゃないんですか。どうなの。

事務局

恐らく田代のところの農地は返す……。

事務局

先月、井上推進委員さんのほうからそういう御意見が出ましたので、中間管理の担当者の方言って、▲▲さんには、そのようにするように、こちらのほうからお伝えはしてあります。その後、まだ確認は取ってないんですけど、指導のほうは一応しておりますので、色々こちらも。

推進委員

期間中で、さっき言った解約状態になって、もうお互いに返しますよと、中間管理機構を通して要するに返還をしてあるわけでしょう。もう作りませんということ

で通してある。中間管理機構はびしゃっとそこら辺を指導するのが当然じゃないかと思うんですけどね。農業委員会のほうからそういう要望をされたかもしれんけども、中間管理機構を通して返還したんだったら、びしゃっとその時点で元の状態で返せということは指導すべきじゃないかと思うんですけどね。

会 長 事務局。

事務局 もう一度、中間管理機構に、再度、こちらのほうから、ちゃんとしてから返却するように強く言っていただくようにします。

推進委員 よろしくお願ひします。地域の方からそういう話があったものですから。

推進委員 それとね、同じようなことが実は発生しています。中間管理機構からいきなり返しますよと。そしたら行ったらやばやばと、畑が全部。そりゃ中間管理機構は、その指導は、普通は借りて返すときには元の状態にして返すのが本当なんですよね。それと同じようなことが実は発生しているんですよ、うちのほうでも、畑が。だから、中間管理機構は、その指導はしないのかなというのをちょっと聞きたかったんです。

会 長 今、井上さんと本田さんが言われた内容はごもつともだと思ひます。賃借貸借地の場合は、合意の基に取得。仮に合意解約したとはいえ、やっぱり、それは元通りにして返すのが原則と思うんです。だから、そのところは、こちらからも指導してまいりますし、中間管理機構にも、その辺は申し上げていきたいと思ひます。

推進委員 よろしくお願ひします。

事務局 うちも、そういう合意解約があった場合は、今後はちゃんと耕起してからとか、草刈りしてから返してくださいねということは一言言おうと思ひます。

推進委員 何しろ現地へ行って、見てみてください。草ぼうぼうしとつと。

○11番 そりゃ無理ですよ。今、作りよらすところで草刈らっさんとだけん、たいしよは。

○7番 ばってん、これを申請してこらすなら、そりゃあせからしく言いなっせよ。まだ、ここは分からんどがいた、草が生えとつとは。

推進委員 ここは割と……。

○7番 うん、この横もう一つあるとたい。その横のはもうぼうぼうしとつとだけん。そりゃばってん、全然刈りもせんし。だけん、ちゃんと、のり面があるなら、のり面の下まで刈らなんということは教えておきなっせ、ちゃんと。それがなかなら、もう貸しませんよ、そのぐらい言うてよかじゃないやろか。でないと、俺は手を挙げんばい。

会 長 皆さんの御意見は十分反映してまいるようにしたいと思ひます。

○7番 お願ひします。

会 長 非常に難しいところではありますね。誰も作らんとところを作っただいて、痛

しかゆし部分もありますのでね。ただ、今言ったような意見がありますと。

はい、ありがとうございました。

それでは、採決をしてみたいと思います。

○12番 1個だけいいですか。

会 長 はい、田端委員。

○12番 貸付年数で8.09というのがあります。さっき言葉では8年9か月残ってるというのがあったんで、8.09であっていますか。表現だけ。

事務局 表記ですね。

○12番 8年と9か月というのを表したいということですね。

事務局 はい。

会 長 基本的な質疑、ありがとうございました。そういうこともちゃんとしとかんと駄目ですね。

○12番 普通に8年9か月と書いたほうがいいと思うんよ。これ8.09とも読めるよね。

事務局 はい。

○12番 はい、すいません。

会 長 採決をしてみたいと思います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、12ページをお願いします。

続きまして、番号8番について審議したいと思います。この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに甲佐町役場、甲佐小学校がございまして、申請地は甲佐小学校から東へ約270メートルのところに1筆ございます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局から番号8番についての説明があったところです。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号8番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号9番について審議したいと思いますが、この案件も農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに安津橋、熊本甲佐総合運動公園がございます。番号9番の申請地は、そこから西へ約1.2キロメートルのところに1筆ございます。

説明は以上です。

会 長

ただいま、事務局から番号9番についての説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

質問もないようでございます。

それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号9番については原案のとおり承認をしております。

続きまして、番号10番について審議したいと思います。この案件も、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに安津橋、熊本甲佐総合運動公園がございます。申請番号10番の申請地は、安津橋から南西へ約760メートルのところに3筆、このように隣接しています。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま、事務局から番号10番についての説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号10番については原案のとおり承認をしております。

ただいま、議案1号から3号までの議題が全て終了いたしました。ここでちょっと休憩をしておりますが、その前に、本田委員から質問がありました案件についての事務局からの回答をお願いします。

事務局

先ほど、本田推進委員のほうから3条の件で御質問がありました件で、御説明ができてなく申し訳ございません。御説明いたします。

申請番号2番の「田口字池田3581」の隣の農地との間に境目がなく、隣があぜが倒されて1筆になっているというところで、この契約をどうするかというところだったので確認しました。

隣が3582と、左のここが3581なんですけれども、その隣が細くちょっと狭いんですけども、3582-2が372平米あって、その隣も3582-1で、同じ所有者の方で1,258平米、合わせて2筆の農地1,630平米が、3581とあぜが倒されて1筆になっているというところで状況が確認できました。

あぜが倒されているという経緯だったんですけれども、これまで、この隣の農地の2筆につきましては、先ほど本田推進委員のほうからもありましたように、既に所有者の方が亡くなっておられて、御親族はいらっしゃるんですけれども、御親族間でちょっと相続のお手続がまだ済んでいらっしゃらないということで、未相続農地ということでもございました。田口の農地を荒らさないようにというふうにミヤガワさんのほうがお考えになられて、御厚意でここをずっと耕作されていたということで、三、四年ほど前から、ここで耕作をされていたということなんですけれども、既に、そのときからあぜはなかったということでした。

今回、この3581の部分の貸し借りについては審議をするんですけれども、このあぜの復旧をして、こっこの隣の農地まで耕作ができるかということ、ここの農地については、御親族からの貸し借りの申出もないので、一旦は、あぜは復旧がちょっとできるかどうかは分からないんですけれども、この3581の部分を貸し借りをするということなんです。

推進委員

じゃあ、残りの部分も作るということですね、水が入るから。でしょう。でないと、どうしようもないもん。水が入ってしまうんだから、自動的に。あぜがないんだから。

会 長 前に作っと思ったから、そのまま。

推進委員 その下の土地はややこしいんですよね。あの中に3筆もあるんよね、狭いのがね。それが、要するに地権者が3人おるとですよ、その中に。それがこっちにおらんちゃん。全部外に出てしまつとるけん、これ物すごく難しいところなんですよ、この土地は。ここの人の土地がね、今言っているほうの。だから、もう結果的には、そのまま作るしかないんじゃないですか。そこに米を植えるしか。でないと、全部水が逃げるもん。だけん、その辺を聞いたかっただけのこと。

会 長 よろしいですか、本田委員。

推進委員 はい、いいですよ。

会 長 分かりましたか。

推進委員 それと分かってね、相手方がその辺を分かって処理しているんであれば別に構わないんですよね。ただ、結局、うちの区役の地域だから、その辺も絡んでくるんですよ、管理地の中で。その辺がいろいろあるもんだから、集団としてちょっとその辺を知つとかないとややこしいでしょうという話をしたかっただけのことです。

会 長 了解しました。それなら、先ほど言いましたように、これから、この時計で3時まで休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時00分

会 長 それでは、再開をいたします。

それでは、議案第4号、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定についてを議題といたします。

事務局からお願いします。

事務局長 それでは21ページをお願いします。

議案第4号、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成したので、意見の決定を求めるものです。

令和8年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございました。

それでは、事務局から、最適化活動の目標の設定等についての説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。22ページをお願いします。

令和8年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。こちらは国のガイドラインを基に作成しております。

それでは、I、農業委員会の状況です。

農業委員会の現在の体制としましては、農業委員の数が14名、農地利用最適化推進委員の数が10名となっております。

2、農家・農地等の概要です。

こちらは農林業センサス等の各種統計の値を記載しております。総農家数752、甲佐町の認定農業者数82名、認定新規就農者数8名、農業参入法人が1となっております。また、耕作面積につきましては1,170ヘクタールとなっております。

次のページ、23ページをお願いいたします。

Ⅱ、最適化活動の目標1（1）農地の集積についてです。

現状といたしましては、管内の農地面積は1,170ヘクタール、これまでの集積率は657.2ヘクタール、集積率は56.2%となっております。

②目標につきましては、町の農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、農地の集積の目標年度を令和15年度、集積率は80%を目指します。令和8年度においては、新規の集積面積34.9ヘクタール、今年度末の集積率としましては59.2%を目指す活動をします。

（2）遊休農地の解消についてです。

現状としましては、令和7年度、皆さんに行っていただきました利用状況調査結果に基づき、1号遊休地面積が57.4ヘクタール、うち、草刈りなどで直ちに耕作可能な農地になる緑区分については27ヘクタール、重機を入れれば耕作できるようになる黄色区分につきましては30.4ヘクタールとなっております。

②目標につきましては、既存遊休農地の解消としましては、緑区分につきましては、令和3年度緑区分の遊休農地面積の5分の1を目標とすることになっておりますので、6.4ヘクタールとしております。

次のページ、24ページをお願いいたします。

（3）新規参入の促進についてです。

現状としましては、令和7年度の新規参入者は1経営体、面積としましては5.2ヘクタールとなっております。

また、目標につきましては、令和5年度から令和7年度の権利移動面積の平均の10分の1とすることが国のガイドラインとなっておりますので、平均80ヘクタールで、新規参入者の貸付などについては、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が10分の1の8ヘクタールとしております。

2、最適化活動の活動目標につきましては、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、令和7年度同様、1月当たりの活動日数を、月当たり9日を目標としております。

（2）活動強化月間の設定目標につきましては、非農地通知候補地の現地確認を行うこと、通知の送付をしていくことを考えております。

(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、甲佐町役場で随時行っている相談会に参加していただくことを目標として記載しております。

簡単ですが、事務局から説明は以上となります。

会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から、令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)についての説明があったところです。

何か御質問はありませんでしょうか。

質問がないようでございますが、私たち農業委員あるいは最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、責務として、農地利用の最適化に取り組む業務として位置づけられ、強化も図られているところです。

その中で、令和8年度の最適化活動の目標としまして、一つ目としまして、担い手への農地の集積、それから二つ目に遊休農地の解消、三つ目に新規参入の促進、それから四つ目に最適化活動を行う日数、五つ目に活動強化月間の設定、それに、六つ目に新規参入相談会への参加について説明があったところです。この目標に向かって、私たち農業委員会では、しっかり活動を進めていきたいと考えていますので、委員の皆様方の御協力をお願いするところです。

意見がなければ、令和8年度最適化推進活動の目標設定等(案)については、原案のとおり決定してまいりたいと思いますので、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認めます。それでは、本件につきましては原案のとおり承認をしてまいります。

続きまして、議案第5号、甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)についての説明を事務局からお願いをいたします。

事務局長 25ページになります。

議案第5号、甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について、甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)を別紙のとおり作成しましたので、意見の決定を求めるものです。

令和8年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会長 ありがとうございます。

それでは、26ページをお願いいたします。

令和8年度甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。26ページです。

それでは、令和8年度甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について説明します。

一般事務につきましては、農業委員会定例会を毎月原則10日に行います。農地の権利移動、農地転用等の現地確認、審査、定例会での審議などをいたします。

農地等の利用の最適化の推進に関しましては、本年度も、農地法に基づく農地の利用状況調査の実施、遊休化している農地について利用意向調査、また、非農地化についても進めてまいりたいと思います。

研修等につきましては、農地最適化推進大会やブロック別研修会、また、農業委員会の女性委員の研修会に参加していきます。また、本年度は、町農業委員会で1泊2日の先進地研修を予定しております。

地域計画につきましては毎年見直しがありますので、情報の収集及び協議の場への参加をよろしくお願ひします。

また、各部会についてですけれども、それぞれの部会によって活動していただくこととなります。今月4月につきましては、例年、標準作業賃金の決定を営農対策部会で行っていただきますので、後ほど日程調整を行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

簡単ですけど、以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 　　ただいま事務局から、令和8年度甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）についての説明があったところです。

このスケジュール（案）についての御質問はございませんか。

質問もないようでございますが、私たち農業委員や農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条及び第17条の規定に基づき、町長からの任命や農業委員会からの委嘱を受け、甲佐町農業委員会として様々な業務を行っているところです。

その中でも、一つ目に農地行政の適正な執行、二つ目に農地利用の最適化の推進を図ることを最重要な業務として位置づけ、活動を行ってまいります。

本年度は、委員として任命、委嘱期間3年間のうち2年目になります。農地利用の最適化の推進が図られるよう、農業委員会活動を進めてまいりたいと考えていますので、委員の皆様方の御協力を切にお願いをしたいと思います。

具体的には、ただいま説明がありましたように、定例会における農地移動等の厳正な審議、二つ目に、農地法に基づき、担い手への農地利用の集積・集約化の推進、三つ目に、農業者の将来の生活設計に役立てる農業者年金への加入推進、四つ目に、甲佐町の農業振興が図られるよう各種会合等への参加、それから五つ目に、農業委員、最適化推進委員の資質向上を目指した研修会等への参加などに取り組んでまいります。

意見がなければ、甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。ありがとうございました。それでは原案のとおり承認をいたします。

以上をもちまして、本日予定をされております第1号から第5号の議案まで全て終了いたしましたので、あとは事務局のほうへバトンタッチいたします。

事務局長 では、これをもちまして、第1回の定例農業委員会の総会を閉会いたします。お世話になりました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 1 番

1 2 番